

## 自動販売機設置事業者募集要項

松山市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

### 1 目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに経費削減及び歳入を確保する。

### 2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては松山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては松山市内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) ④(2)で指定する入札番号①、②、④への入札については、松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。
- (8) 設置日は、令和8年4月1日(水)以降とし、日時は松山市と事前に調整すること。

### 3 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。

#### ① 「使用料」

自動販売機の設置に伴う松山市行政財産の目的外使用許可に係る料金で松山市行政財産の使用料徴収条例の規定に基づき算定した額。

ただし、使用期間が1か月に満たないときは、1か月として算定し、1年未満のときは、年間使用料の12分の1の金額を月額とする。(端数は切り捨てる。)

#### ② 「売上手数料」

市有財産内において、契約期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、その期間の当該自販機の1台ごとの総売上金額(消費税及び地方消費税込)に一定の率《落札した率》を乗じた額。

### (3) 「電気料」

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、算出した額。

### (2) 自動販売機設置料（使用料）

は、契約後、年度ごとに一括前納するものとする。

ただし、市長が特に認めた場合及び「売上手数料」については、この限りでない。

### (3) 自動販売機設置料（売上手数料、電気料）

は、月ごとに毎月納付するものとする。

## 4 入札に付する事項

### (1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」

### (2) 貸付場所、面積及び設置台数

財産名称	所在地	入札番号	貸付面積	貸付箇所	台数
道後温泉 椿の湯	松山市道後湯之町 19番22号	①	約 $1,160 \text{ cm} \times 760 \text{ cm} = 0.88 \text{ m}^2$	1階ロビー	1台
		②	約 $1,200 \text{ cm} \times 750 \text{ cm} = 0.90 \text{ m}^2$	1階玄関	1台
		③	約 $1,200 \text{ cm} \times 750 \text{ cm} = 0.90 \text{ m}^2$		1台
		④	約 $1,200 \text{ cm} \times 750 \text{ cm} = 0.90 \text{ m}^2$	屋外	1台

※貸付箇所については、別紙平面図を参照のこと。

### (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、自動販売機の必要性及び利用状況並びに管理運営状況を勘案して、自動販売機の設置の延長に支障があると市長が判断した場合を除き、翌4月1日付に自動で契約更新を行うこととする。なお、更新する際は1年度ごととし、最長で令和13年3月31日まで更新できることとする。

### (4) 要領

- ① 入札は、(2)の入札番号毎に、それぞれの自動販売機設置料（売上手数料）について行う。自動販売機設置料（売上手数料）については、割合（%）を入札する。
- ② 入札参加者は、入札資格要件を満たす場合は、複数入札することができる。
- ③ 入札番号順に入札を行い、落札者はそれ以降の入札には参加できないものとする。

## 5 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

### (1) 提出期間

令和8年1月23日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間

（ただし、土日及び祝日を除く。）

また、募集要項等について質問がある場合は、

電子メール（dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp）で提出することができる。

質問は、令和8年1月14日（水）午後5時まで受け付け、質問者に電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

### (2) 提出場所

松山市道後湯之町4番30号 道後温泉冠山事務所

松山市産業経済部道後温泉事務所（電話089-907-5554）

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明書（市町発行のもの）		○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	確定申告書（写）		○
⑤	松山市税の完納証明書	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※③、⑤、⑥は発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。

（※郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

## 6 入札参加資格の確認等

上記5(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月12日（木）までに、申請者あてに結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

## 7 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札名：自動販売機設置場所貸付①（道後温泉椿の湯1階ロビー）

日 時：令和8年2月19日（木）10：30から

場 所：松山市道後湯之町19番22号 道後温泉椿の湯 2F会議室

(2) 入札名：自動販売機設置場所貸付②（道後温泉椿の湯1階玄関）

日 時：令和8年2月19日（木）10：40から

場 所：松山市道後湯之町19番22号 道後温泉椿の湯 2F会議室

(3) 入札名：自動販売機設置場所貸付③（道後温泉椿の湯1階玄関）

日 時：令和8年2月19日（木）10：50から

場 所：松山市道後湯之町19番22号 道後温泉椿の湯 2F会議室

(4) 入札名：自動販売機設置場所貸付④（道後温泉椿の湯屋外）

日 時：令和8年2月19日（木）11：00から

場 所：松山市道後湯之町19番22号 道後温泉椿の湯 2F会議室

※近隣の駐車場に駐車いただくか、公共交通機関でお越しください。

## 8 設置者費用負担

(1) 自動販売機設置料

（使用料、売上手数料、電気料（電気メーター設置に係る経費を含む））

(2) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用

## 9 契約

落札者決定後、令和8年3月下旬までに、落札した者と自動販売機設置契約書を締結する。

## 10 問合せ先

〒790-0842

松山市道後湯之町4番30号

松山市産業経済部道後温泉事務所

電話：089-907-5554

FAX：089-934-3415

E-mail : dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp